

(総務消防委員会資料)

令和2年11月
行 財 政 局

**議第81号「京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について」に係る
説明資料**

- 所得割失格者減免及び少額所得者減免に関する制度改正の経過等について
- 所得割失格者減免の見直しの対象者
- 少額所得者減免の見直しの対象者
- 本市と他の指定都市の個人市民税の減免の仕組みの比較について
- 市税条例改正に伴う経過措置の検討スケジュール
- 市税条例改正に伴う経過措置検討会議の設置について
- 減免適用者情報の抽出及び福祉部局への提供方法並びに突合方法の検討

【参考】

- ・令和2年10月20日開催 総務消防委員会資料

○所得割失格者減免及び少額所得者減免に関する制度改正の経過等について

- | | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和25年
昭和26年 | ○ 現在の形での個人市民税の制度開始
● <u>所得割失格者減免及び少額所得者減免の創設</u> |
| ≈ | |
| 昭和51年
昭和56年 | ○ 地方税法における非課税制度（均等割）の創設
○ 地方税法における非課税制度（所得割）の創設 |
| ≈ | |
| 平成14年 | ● <u>「京都市税制研究会中間報告書」からの提言</u> |
| 平成19年度～ | ○ 国から地方への税源移譲に伴い、市民税所得割税率が一律6%へ |
| 平成22年 | ● <u>「京都市財政改革有識者会議」からの提言</u> |
| 平成26年
平成26年度～ | ● <u>「平成25年度包括外部監査」からの意見</u>
○ 東日本大震災の復興財源として市・府民税均等割が各500円上乗せ
※ 令和5年度までの10年度間の時限措置 |
| 平成28年度～ | ○ 「京都府豊かな森を育てる府民税」として、府民税均等割が600円上乗せ
※ 令和2年度までの5年度間の時限措置 |
| 平成30年度～ | ○ 指定都市の市民税所得割税率が6%から8%へ |
| 令和3年度～ | ○ 基礎控除を10万円引き上げ、給与所得控除・公的年金等控除を同額引き下げ
○ ひとり親を追加 |
| 令和6年度～ | ○ 森林環境税の徴収開始（税率1,000円/年）
※ 個人住民税均等割の枠組を用いて併せて徴収 |

※ ●は市独自の取組

○所得割失格者減免の見直しの対象者

所得層のイメージ

何らかの収入（所得）を把握している者
1,114,328人



B層：所得割失格者減免の対象

今回の見直し対象…本来、均等割のみ課税

1 所得割失格者減免に該当する主なケース

- ・ 非課税限度額以下のため所得割のみ非課税となっている場合
- ・ 所得控除の合計額が総所得金額等の合計額※を上回る場合

※ 総所得金額等の合計額は、合計所得金額から純損失、雑損失の繰越控除や、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除したもの

2 減免対象者の総所得金額等

- ・ 約95%は総所得金額等200万円以下
- ・ 中央値（所得上位から20,230位）の総所得金額等は659,112円
（給与収入であれば1,629千円）
（年金収入（65歳以上）であれば1,859千円）

3 減免を廃止した場合の影響額（市・府民税）

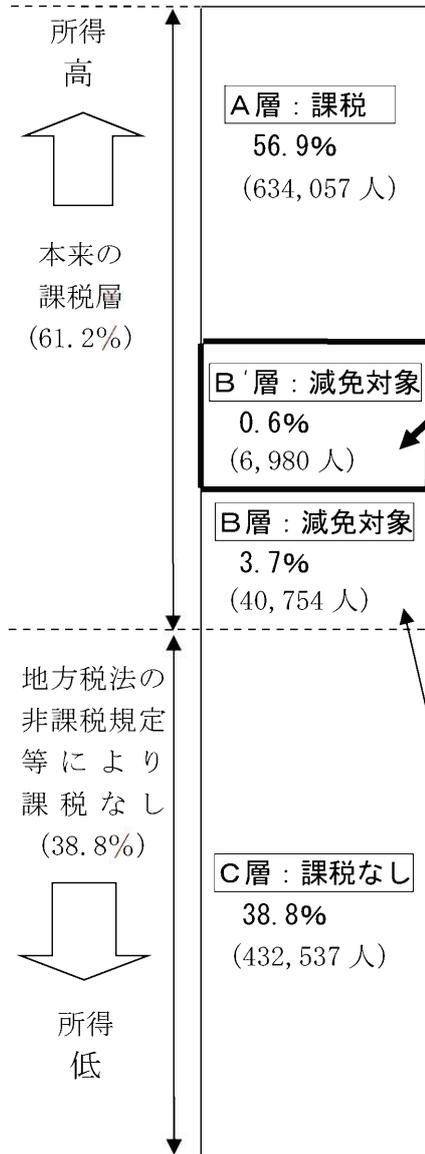
市・府民税均等割 5,600円
（市民税均等割3,500円 府民税均等割2,100円）

令和2年度当初課税データを分析した実数
（議案説明書は令和元年度の適用実績であるため数値が異なる。）

○少額所得者減免の見直しの対象者

所得層のイメージ

何らかの収入（所得）を把握している者
1, 114, 328 人



B'層：少額所得者減免の対象 **今回の見直し対象**

1 少額所得者減免に該当するケース

少額所得者減免の所得要件を満たす者のうち、同一生計配偶者や扶養親族を有する場合は、地方税法上の非課税に該当[※]することとなるため、同減免が適用されるのは、基本的に単身者（配偶者控除や扶養控除のない者）のみ。

[※] 本人に繰越控除又は譲渡所得に係る特別控除がある場合を除く。

2 減免対象者の所得金額

35万円[※]～40万円[※]

（給与収入であれば、100～105万円）

（年金収入（65歳以上）であれば、155～160万円）

[※] 所得金額35万円は合計所得金額、40万円は総所得金額等の合計額。（合計所得金額から純損失、雑損失の繰越控除や、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除したもの）

[※] 令和2年度における額。令和3年度にそれぞれ10万円引上げとなる。

3 減免を廃止した場合の影響額（市・府民税）

市・府民税平均 2,289円増

市・府民税最大 4,300円増

B層：所得割失格者減免の対象

今回の見直し対象

令和2年度当初課税データを分析した実数
（議案説明書は令和元年度の適用実績であるため数値が異なる。）

○本市と他の指定都市の個人市民税の減免の仕組みの比較について
 (本市の減免措置に対応する軽減措置についての調査)

(令和2年調査結果取りまとめ)

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	京都市	
① 生活保護受給者減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 中国残留邦人等支援給付受給者減免			○		○	○	○	○		○	○		○								○
③ 所得割失格者減免																					○
④ 少額所得者減免					○	△ ※1					○										○
⑤ 納税義務承継者減免	○	○			○	○	○	○	○	○			○		○	○			○	○	○
⑥ 失業者減免	○	△ ※2			△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	○	○	△ ※2		△ ※2	△ ※2			△ ※2	△ ※2	○
⑦ 所得減少者減免		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者減免		○				○					○	○	○	○					○		○
⑧ 寡婦・寡夫減免											○	○	○	○							○
被爆者減免											○		○	○							○
⑨ 勤労学生減免	○	○	○	○	○	△ ※1	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
⑩ 被災者減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 本市の減免措置に対応する他の指定都市の軽減措置について調査し、取りまとめたもの。各都市の軽減措置の規定は様々であり、原則として、条例、規則等の規定に基づき整理しているが、上表に印が付されていない場合であっても、他の軽減措置により減免等を受けられる場合があり得る。

※1 均等割を課税免除

※2 所得減少の事由の例として「失業」が含まれるもの。(ただし、失業者減免に印が付されていなくても、失業を原因として所得減少者減免に該当する場合はあり得る。)

○市税条例改正に伴う経過措置の検討スケジュール

		WG	＜対象者の抽出＞	＜経過措置の検討等＞
令和2年 10月29日	第1回検討会議		<ul style="list-style-type: none"> ・減免適用者の情報の抽出及び福祉部局への提供方法等の検討 ・減免対象者の情報利用方法（突合方法）等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業の分類の検討 ・スケジュール確認 ・通知文書の検討 ・WGの発足
11月9日 11月11日	総務消防委員会 報告 （福祉同席） 教育福祉委員会 報告 （行財政同席）			
11月～ 12月	第2回検討会議		<ul style="list-style-type: none"> ・税情報提供に向けた諸整理 ・税情報を活用した突合・抽出作業方法の検討 ・経費の積算（減免対象者の情報の突合等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者への個別通知の検討
	第3回検討会議			
令和3年 1月	個人情報保護審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・税データの提供、利用について審議 ・令和2年度課税データの提供 ・減免対象者の情報の分析開始 	
3月～4月	総務消防委員会 報告 （福祉同席） 教育福祉委員会 報告 （行財政同席）			
6月～ 7月	↓ 適宜、検討会議を開催 ↓ 適宜、各委員会へ報告		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度課税データの提供 ・減免対象者の情報の分析 ・減免見直しの影響の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報の突合データを基にした経過措置のあり方の検討 ・減免対象者への個別通知
令和4年度			<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度課税データの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の内容の決定 ・減免対象者への個別通知
令和5年度			<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度課税データの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の対象者への通知 ・減免対象者への個別通知
令和6年度 ～			<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度課税データの提供（以降、経過措置終了までデータを提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の開始 ・経過措置後の実施状況を把握し検証

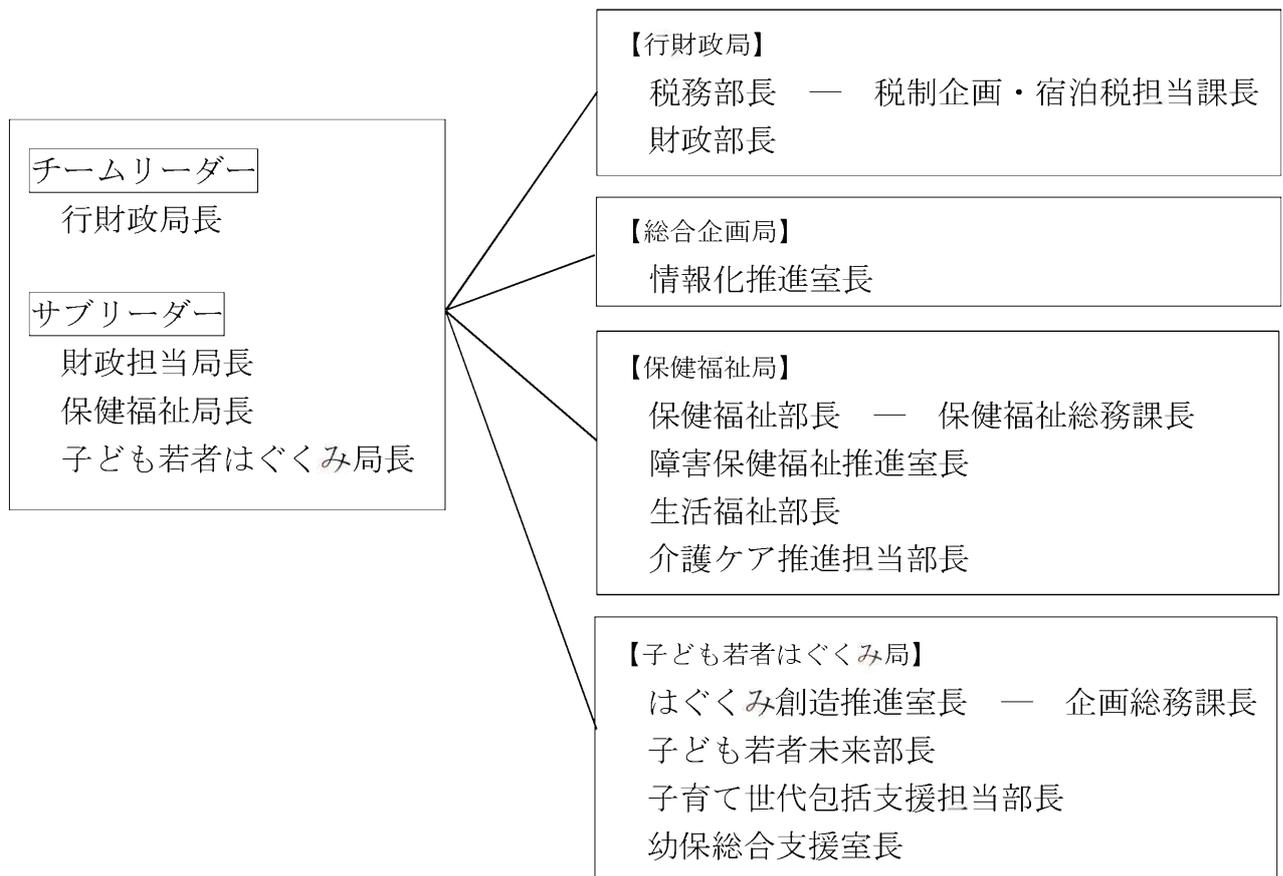
〇市税条例改正に伴う経過措置検討会議の設置について

1 目的

個人市民税の所得割失格者減免の廃止に伴う福祉施策への影響の把握及び経過措置の検討等を行う。福祉施策の経過措置の検討に当たっては、対象者一人一人の利用状況を世帯ごとに点検し、負担の増加と収入状況の関係について確認しつつ、経過措置のあり方について柔軟に検討していく。

2 構成員

行財政局長をチームリーダーとして、行財政局、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局の3局を中心に、データの突合に係る知見等が必要なため、総合企画局も参画のうえ、各局の部・課長級職員で構成する。



※ 必要に応じてWGを設置

3 役割, 機能

<令和2年度～5年度>

「検討会議」において、所得割失格者減免の廃止に伴う福祉施策への影響の把握及び経過措置の具体的内容を検討する。

<令和6年度～経過措置終了まで>

「検証会議」において、福祉施策における経過措置の実施状況を把握するとともに、実施後の大規模な制度改正など、経過措置を取り巻く状況変化等を把握及び検証する。

4 市会への報告

福祉施策への影響に係る対応等について、「見える化」を図る観点から、必要に応じて随時、各常任委員会において検討状況を報告する。

減免適用者情報の抽出及び福祉部局への提供方法並びに突合方法の検討

税，情報化推進室等

福祉部局

☆減免対象者の情報については，地方税法上の守秘義務との整合を図りつつ提供を行う。

☆他事業により救える対象者について，第4段階までに抽出する。

【第1段階】個人情報保護審議会での審議（令和3年1月）

個人情報保護審議会での審議（57事業一括）

個人情報保護審議会の資料作成

<個人情報保護審議会での審議に向けた準備内容>

所得割失格者減免による対象者の情報等を特定し，提供準備

◇事業毎に突合に必要なデータの検証及び実施方法の調整
 ◇個人を対象とした施策についても世帯単位での影響把握方法を検証及び実施方法の調整

57事業毎の実際の影響額の算出に当たり，情報収集及び算出期間等の条件設定を精査
 ※本市が保有していない個人ごとの情報がある。
 ・学童クラブ事業の利用料
 ・民間保育園の一時預かり等

【第2段階】データの突合（審議会での手続後順次）

所得割失格減免対象者と57事業毎のデータをそれぞれ突合

個別の対象者の捕捉
 ⇒影響人数，影響額の把握

(個人リストイメージ)

個人	事業名		
	1 障害福祉サービス(入所)	56 一時預かり事業	57 病児・病後児保育
ア	○		
イ			○
ウ		○	
エ		○	
影響人数	■■人	■■人	■■人

影響総額	●●●●円	●●●●円	●●●●円
------	-------	-------	-------

税, 情報化推進室等

福祉部局

【第3段階】世帯単位の名寄せ（個別の対象者の捕捉後順次）

対象者毎に複数施策での影響額を合算のうえ、世帯単位で名寄せ

☆世帯単位の対象者リストの作成
及び影響額の算出

(世帯リストイメージ)

世帯	個人	事業名			対象事業
		1 障害福祉サービス(入所)	56 一時預かり事業	57 病児・病後児保育	
1	A(本人)	円			1
	B(妻)				
	C(子)		円	円	2
	D(子)		円		1
2 }					
対象者数		■■人	■■人	■■人	

世帯単位の 影響額	
円	●●●● 円
円	
円	
円	

個別施策の影響額	△△△△千円			
----------	--------	--	--	--

【第4段階】経過措置の検討（令和3～4年度）

属性分析（給与所得，年金所得など）を事業ごとに行い，
経過措置を個別事業ごとに検討

- ・対象事業
- ・経過措置期間 など

経過措置内容の決定 → 経過措置対象者への通知